

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（母子）について、避難生活により精神疾患を発症した申立人子の生命・身体的損害として、申立人子が成人した後の期間も含む令和元年12月から令和2年12月までの通院付添費が、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、通院1回当たり3300円として算定され賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないこととする。

記

- 1 損害項目 生命身体的損害（申立人X1に係る通院付添費）
期間 令和元年12月4日・23日、令和2年1月7日・20日、同年2月3日・17日、同年3月2日・16日、同年4月6日・20日、同年5月11日・25日、同年6月8日・22日、同年7月6日・20日、同年8月3日・17日、同年9月14日・28日、同年10月12日・26日、同年11月9日・30日、同年12月14日・28日
金額 8万5800円
- 2 損害項目 生命身体的損害（申立人X1に係る診断書発行費用）
期間 令和3年2月15日
金額 3300円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金8万9100円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の各損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に別途

請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立および内容を証するため、申立人ら及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月14日

（仲介委員 中條 高昭）